

カジノにおける公租公課についての基本原則

- カジノ収益を幅広く公益に還元するとともに、世界最高水準の規制を行うための歳出増加については安定財源を確保するべき。
- その観点から諸外国の例も踏まえると、固定費用は定額負担で賄い、変動費用は変動実費負担を課す方式が最も安定的かつ確実な制度と考えられる。

公租公課の検討の方向性

<納付金>

- 固定的なカジノ管理委員会の経費に相当する定額部分とともに、諸外国の例に倣い、GGR(※)比例部分を合わせて一般財源として徴収してはどうか。
(※)「賭金総額－顧客への払戻金(コンプは含まない)」こととし、カジノ事業者が毎月集計を行うこととしてはどうか。
- 具体的な額について、固定部分は、電波利用料の例に倣い、必要な行政経費に相当する額を賦課することとし、またGGR比例部分については、モデルに基づく諸外国との実効負担の比較及びIRを取り巻く競争環境を踏まえ、その水準を定めることとしてはどうか。
- 用途については附帯決議の趣旨を含め、幅広く公益に用いることとしてはどうか。

<手数料(免許・認可等の申請時に行う背面調査等)>

- 諸外国に倣い、実費徴収(人件費、庁費、旅費、通信費、外部委託費等)とし、調査着手前に十分な額を徴収する仕組みとしてはどうか。
- 調査の進行に応じたきめ細やかな経費管理や、追加調査に要する費用等の的確な徴収を確実にするために十分な体制整備が必要ではないか。

<入場料>

- 安易な入場抑止を図りつつ、日本人利用客に過剰な負担とならないよう、他のアミューズメント施設における入場料や海外渡航費等を参考にして、金額を定めることとしてはどうか。
- 用途は一般財源として公益目的に用いることとしてはどうか。

<国・地方の配分関係等>

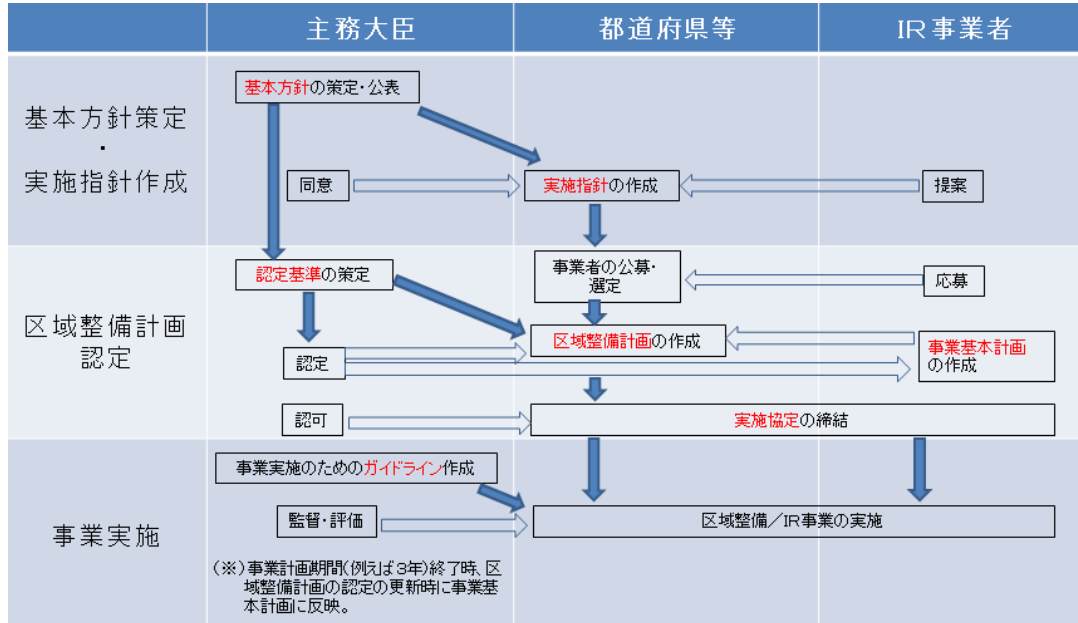
- 納付金(GGR比例部分)及び入場料は、国・地方でそれぞれ幅広く公益目的に用いる必要があることから、国・認定都道府県等の折半としてはどうか。
- 徴収については、地方消費税に倣い、国が一括徴収して認定都道府県等に払い込むこととしてはどうか。
- 立地市町村等及び周辺自治体に対しては、認定都道府県等から納付金の一部を交付できることとし、その配分については、認定都道府県等が作成する整備計画の記載事項としてはどうか。

カジノ管理委員会について

- 基本的な位置付け ⇒ IR推進・振興に関係する他の行政機関とは一線を画し、カジノに関する規制を厳格に執行する独立した行政委員会
- 活動のイメージ ⇒ ①免許等による参入規制 ②カジノ行為の規制・監督 ③納付金等の適正な徴収 ④外国規制当局等との連携

IR事業の監督・IR区域整備等

<主務大臣(国土交通大臣)と都道府県等、IR事業者との関係>



≪主務大臣(国土交通大臣)≫

- IR制度の責任主体として基本方針、認定基準、ガイドライン等のIR制度の運営に向けた方針を示す
- 上記に基づき、区域整備計画(IR事業者が作成する事業基本計画を含む)の認定、実施協定の認可等を実施
- 実施協定の適切な実施や国際的・全国的な見地等から必要な場合に都道府県等及びIR事業者を監督(報告徴収、立入検査、指示等)、評価

≪都道府県等≫

- 区域整備計画の作成、実施協定の締結を行い、事業者と共同で実施
- IR事業者に対し、実施協定の着実な履行を求めるとともに、必要がある場合には指示等を実施

≪IR事業者≫

- IR事業の実施者として、事業基本計画及び実施協定に従い、着実かつ効果的に事業を実施

<IR区域整備に係る地域の合意形成>

区域整備計画作成主体	協議先等	住民の意見を反映する措置	協議会	議決を得る議会
都道府県	政令指定都市を含む立地市町村・特別区、都道府県公安委員会	公聴会等	独自判断で任意設置	都道府県の議会
政令指定都市	都道府県、都道府県公安委員会	公聴会等	独自判断で任意設置	政令指定都市の議会

IR事業の事業形態の類型

<IR事業者以外が施設を所有する場合>

- 「施設供用事業者」として区域整備計画に位置付け、施設供用事業免許を検討

<IR事業者以外が土地を所有する場合>

- 免許制ではなく認可制を検討し、反社会的勢力の排除等その廉潔性を確保

<持株会社を介した事業形態の場合>

- 持株会社についても免許の対象とし、株主についても認可等を検討

ジャンケットの取扱い

ジャンケット: 諸外国において、誘客だけでなく、以下の行為を行う業者

- ①特に富裕層を対象に誘客などのマーケティングを行う ⇒ 日本: 条件付○
- ②カジノ事業者との契約により、カジノ事業者からカジノフロア等を借り、顧客相手にカジノ行為を行う ⇒ 日本: ×
- ③カジノ事業者から借入を行う等により、カジノ施設内で顧客に貸付けを行い、かつ、回収を行う ⇒ 日本: ×

公共政策としてのIR

○IRによって、2030年に訪日外国人旅行者数6,000万人、旅行消費額15兆円を目指す

＜日本型IRが有すべき中核的な機能＞

- ①MICE誘致戦略の中核となる機能（例：アジア最大級のMICE施設）
- ②多様なエンターテインメントやアクティビティの提供（例：一流のエンターテインメントの提供、ナイトライフの充実、VR技術を活用した地方文化の発信）
- ③日本の旅の「ゲートウェイ」機能（例：コンシェルジュ機能をワンストップで提供）
- ④様々なニーズを生み出す宿泊機能（例：日本最大級・最高水準の宿泊施設、農泊推進）



上記の中核施設の具体的内容及びその他の施設の種類・コンテンツについては、民間事業者の資金・自由な発想を活かし、より魅力的、かつ、高い経済効果を有する施設の整備・運営を実現

【参考】IRの開業前後で見られるシンガポールにおける変化（公共政策としての効果の発現）

	2009年	2014年	対2009年比
訪星外国人旅行者数	968万人	1,510万人	156%
訪星外国人旅行消費額	1.00兆円	1.86兆円	186%
国際会議開催件数	689件	850件	123%

刑法の賭博に関する法制との整合性

○「目的の公益性」を始めとする諸要素は、IR・カジノ制度について、刑法が賭博を犯罪と規定した趣旨と整合しているものであるかどうかを判断する上での考慮要素の例示である。したがって、IR・カジノ制度について刑法の賭博に関する法制との整合性を検討するに当たっては、基本的には、制度全体を総合的に考察・評価することが必要かつ適切。

○その上で、附帯決議第2項には、これらの考慮要素が「検討の観点」として示されていることから、それぞれの観点に沿って、これまでの推進会議における議論を整理すると、以下のような事項は、刑法の賭博に関する法制との整合性を図る上で、関連するものと考えられる。これらの事項を踏まえて制度設計すれば、IR・カジノ制度については、全体として、刑法の賭博に関する法制との整合性は図られていると考えられるのではないか。

【各考慮要素の観点に関連する事項】

- ①目的の公益性・・・カジノ収益の内部還元によるIR区域の整備を通じた観光振興等、カジノ収益の社会還元を通じた公益の実現
- ②運営主体等の性格・・・カジノ事業免許の原則に基づく事業者その他関係者の厳格な管理・監督、認定都道府県等と共同したIR区域整備の推進による公益の追求
- ③収益の扱い・・・カジノ収益の内部還元によるIR区域の整備を通じた観光振興等、カジノ収益の社会還元を通じた公益の実現、カジノ収益の不当な部外流出の防止
- ④射幸性の程度・・・IR区域数・カジノ施設数等の制限、カジノ行為の種類及び方法の制限、カジノ施設へのアクセス等の制限、公正なカジノ行為の実現の確保
- ⑤運営主体の廉潔性・・・カジノ事業の免許制による廉潔性の確保、内部管理体制の整備、カジノ関連機器等製造業等の許可制による廉潔性の確保
- ⑥運営主体の公的管理監督・・・専門の規制・監督機関であるカジノ管理委員会による規制・監督、主務大臣・認定都道府県等による規制・監督
- ⑦運営主体の財政的健全性・・・カジノ事業免許申請時の財政的健全性の審査、財務に係る内部管理体制の整備
- ⑧副次的弊害の防止・・・重層的／多段階的な依存防止対策、青少年の健全育成対策、上乗せしたマネーローダリング対策等